

平成 19 年度愛川町行政評価制度外部評価（試行）の実施方針

1 趣旨

行政評価制度を実施するにあたり、行政内部の「自己評価」には一定の限界を有している。そこで行政評価のプロセスに町民等の参加機会（第三者の視点）を確保することにより、行政評価制度の透明性・客観性の向上を図ることを目的として、行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）による外部評価を実施する。

2 平成 19 年度（試行）の目的

委員会は、町が実施する事務事業等について、今後の方向性に関する提言や改善提案を行う。また、試行を踏まえて、外部評価制度の実施方針に関して提言する。

3 評価体制

少人数体制で、できるだけ多くの事業を評価するため、委員会委員 11 人を 2 班に分けて行う。

なお、班編成に際し、委員個人に利害関係のある事務事業等は当該委員が行う評価から外すものとする。また、委員長は個別の班には入らず、専門家の立場から全体を指導するものとする。

4 評価対象事業の選定

平成 18 年度執行の補助金／イベント等を基本とし、事務事業（子事業）を加える形で選定する。

なお、事務事業（子事業）を評価対象として選定する際には、補助金／イベント等を含まないものを中心に選定し、評価対象が重複しないように配慮する。

また、選定に際しては、委員会の意向を踏まえた上で、評価対象を選定する。

5 評価の視点等

委員は、行政内部により実施した評価結果（補助金等評価シート、イベント等評価シート、事務事業評価シート）や担当課ヒアリング（必要に応じて）などにより、各事業について、別紙（様式 1：外部評価シート）に基づき、①目的妥当性、②町が関与する必要性、③成果・活動の改善余地の 3 視点から検討を行い、事業の今後の方向性に関する提言や改善提案を行う。

6 評価結果のまとめ

各委員の評価結果を基に、原則として各班ごとに 1 つの事業の方向性を判定する。ただし、特に確認すべき事項がある場合は委員全体の意見を聴取し、最終的に委員会としてまとめるものとする。

7 評価結果の反映

委員会は評価結果を町長に提出し、その後行政改革推進本部で事業の方向性を決定する。なお、町は評価結果について平成 20 年度以降の予算編成に反映させるよう努めるとともに、評価結果は分かりやすく住民に公表する。

8 平成 19 年度実施（試行）スケジュール

実施スケジュールは、概ね次のとおりとする。

5 月（第 1 回委員会）：外部評価対象事業の選定、評価グループの班編成

6 月（第 2 回委員会）：補助金等外部評価の実施

7 月（第 3 回委員会）：補助金等外部評価及びイベント等外部評価の実施

7 月（第 4 回委員会）：事務事業（事後）外部評価の実施

8 月（第 5 回委員会）：外部評価のまとめ

9 月：町行政改革推進本部へ外部評価結果の報告・方針決定

11 月以降：外部評価結果の公表

9 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

平成 19 年度行政評価制度外部評価（試行）作業について

● 班編成名簿

【 1 班 】

NO	委 員 名	選 出 区 分
1	鎌 田 正 芳	公募による町民
2	賀 川 美 雪	関係団体等の代表者（愛川町リビングモニター代表）
3	篠 崎 勝 巳	関係団体等の代表者（愛川町農業委員会会長）
4	高 橋 喜美子	関係団体等の代表者 （愛川町婦人団体連絡協議会副会長・会計）
5	◎大 矢 堯	学識経験を有する者（元愛川町教育長）

【 2 班 】

NO	委 員 名	選 出 区 分
1	大 矢 邦 明	公募による町民
2	山 口 昭 生	関係団体等の代表者 （神奈川県内陸工業団地協同組合常務理事）
3	小 宮 榮 次	関係団体等の代表者（愛甲商工会事務局長）
4	佐々木 英 典	企業の経営に携わる者 （中央労働金庫愛川支店支店長）
5	◎関 戸 弘 安	学識経験を有する者（前愛川町代表監査委員）

◎は班のリーダー

● 評価作業手順

- 補助金(34件)、イベント(6件)、事務事業(6件)それぞれ1件ごとに評価を行う。各班リーダーの進行により評価を進める。

一次・二次評価説明

①

各委員に配布した評価シートに基づき、担当課が事業内容や一次評価結果などについて説明する。なお、二次評価結果が担当課と異なる場合は、事務局でその理由などを説明する。

【5分以内】



質疑

②

その後、各委員は担当課に対し質疑を行う。

各委員は外部評価シートにより判定を行う。

【補助金 10分以内、イベント 15分以内、事務事業 30分以内】



判定

③

班内で意見交換を行い、リーダーは各委員の意見を取りまとめ、班としての判定（一つの外部評価シートにまとめる）を行う。なお、判定に際して意見が分かれる場合は多数決で決するものとするが、どうしても統一見解が見出せないときは第5回（8/30）の全体の委員会で決定する。

【補助金・イベント 10分以内、事務事業 25分以内】



まとめ

④

1日の評価作業の最後に20分程度、全体の取りまとめの時間を設ける。各班ごとにその日の総まとめとして、1日を振り返り外部評価シートの微修正など再調整を行う。



外部評価シート提出

⑤

リーダーは、取りまとめた外部評価シートを事務局に提出する。

- * 委員長はいずれの班にも属しませんが、両班のアドバイザーとして全体を総括するので、疑問や不明な点があれば質問する。
- * 事務局は2人ずつ各班に同席し、進行の庶務を担当する。

平成19年度外部評価(試行)日程及び評価対象事業一覧

《平成19年6月21日(木) 第2回委員会》

1班

NO	事業担当課名	事業名	評価種別
1	総務課	職員厚生事業補助金	補助金等
2	総務課	行政区協力交付金	補助金等
3	福祉課(福祉支援課)	あいかわ福祉サービス協会運営費補助金	補助金等
4	福祉課(福祉支援課)	身体障害者福祉協会運営費補助金	補助金等
5	長寿課(健康長寿課)	町生きがい事業団運営費補助金	補助金等
6	健康づくり課(健康長寿課)	町食品衛生協会補助金	補助金等
7	健康づくり課(健康長寿課)	町味彩会補助金	補助金等
8	教育総務課 指導室	厚木愛甲教職員厚生会補助金	補助金等
9	教育総務課 指導室	魅力ある学校づくり教職員県外優良校視察補助金	補助金等
10	教育総務課 指導室	魅力ある学校づくり交付金 (小学校4,200千円、中学校3,000千円)	補助金等

《平成19年7月13日(金) 第3回委員会》

NO	事業担当課名	事業名	評価種別
1	商工観光課	厚木法人会愛川地区会補助金	補助金等
2	商工観光課	(財)繊維産業会運営費補助金	補助金等
3	商工観光課	愛甲商工会部会活動事業補助金	補助金等
4	商工観光課	内陸工業団地従業員福利厚生事業補助金	補助金等
5	商工観光課	西部地域活性化イベント補助金	補助金等
6	商工観光課	繊維産業近代化促進事業利子補給金	補助金等
7	商工観光課	愛甲商工会情報強化事業補助金	補助金等
8	農政課	畜産共進会	イベント等
9	環境課	ごみゼロクリーンキャンペーン	イベント等
10	消防本部	消防団員家族慰安会	イベント等

《平成19年7月26日(木) 第4回委員会》

NO	事業担当課名	事業名	評価種別
1	福祉課(子育て支援課)	子育て支援対策事業費	事務事業
2	農政課	里山づくり事業費	事務事業
3	生涯学習課	放課後児童クラブ事業費	事務事業

平成19年度外部評価(試行)日程及び評価対象事業一覧

《平成19年6月21日(木) 第2回委員会》

2班

NO	事業担当課名	事業名	評価種別
1	企画政策課	町民アイデアまちづくり事業費	補助金等
2	福祉課(子育て支援課)	私設保育施設入所児助成事業費補助金	補助金等
3	長寿課(国保医療課)	老人保健医療医師会協力交付金	補助金等
4	健康づくり課(国保医療課)	医療機関整備資金利子補給金	補助金等
5	住民課	町交通安全対策協議会補助金	補助金等
6	農政課	農業生産組合活動補助金	補助金等
7	農政課	角田上部営農飲雑用水組合補助金	補助金等
8	農政課	地域農産物(お茶)特産化事業補助金	補助金等
9	農政課	観賞樹木等振興対策事業補助金	補助金等
10	農政課	町畜産会事業補助金(町単独補助分)	補助金等

《平成19年7月13日(金) 第3回委員会》

NO	事業担当課名	事業名	評価種別
1	環境課	廃品回収業者資源回収事業補助金	補助金等
2	下水道課	水洗便所改造等奨励金	補助金等
3	生涯学習課	文化会館事業協会補助金	補助金等
4	スポーツ・文化振興課	海底紙伝承技術継承育成団体運営費補助金	補助金等
5	スポーツ・文化振興課	農協グラウンド管理費補助金	補助金等
6	消防本部	町危険物安全協会運営費補助金	補助金等
7	消防本部	県消防操法大会出場補助金	補助金等
8	商工観光課	優良店舗コンクール	イベント等
9	教育総務課・指導室	教育委員会表彰式	イベント等
10	生涯学習課	愛川町成人式	イベント等

《平成19年7月26日(木) 第4回委員会》

NO	事業担当課名	事業名	評価種別
1	長寿課(健康長寿課)	敬老及び長寿夫妻祝金品支給事業費	事務事業
2	住民課	安全・安心まちづくりパトロール事業費	事務事業
3	商工観光課	観光振興対策事業費	事務事業

平成19年度 外部評価シート

評価対象となる 事業/補助金/イベント の名称		作成日	
		作成者	

視点 1	事業等の 目的は妥当か	☐ 妥当である ☐ 妥当でない (コメント記入欄)		
視点 2	町が関与する 必要性はあるか	☐ 必要あり ☐ どちらとも言えない ☐ 必要なし (コメント記入欄)		
視点 3	成果・活動の 改善余地はある か	効率性 の観点	☐ 余地あり ☐ やや余地あり ☐ 余地なし (コメント記入欄)	
		有効性 の観点	☐ 余地あり ☐ やや余地あり ☐ 余地なし (コメント記入欄)	
		公平性 の観点	☐ 余地あり ☐ やや余地あり ☐ 余地なし (コメント記入欄)	
		視点3の総合評価		



事業等の今後の 方向性に関する提言	☐ 拡大 ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 統合 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ その他	(コメント記入欄)
改善点等の提案	(コメント記入欄)	

「外部評価シート」の記載にあたって

外部評価シートの作成にあたっては、下記のような検討項目を参考にしながら、評価・記入する。

1. 外部評価の各視点の考え方について

視点1：事業等の目的は妥当か	
・ この事業は、法令等により実施が義務付けられているか。 ・ この事業の目的は、町民ニーズや公益性の観点から、妥当なものと言えるか。 ・ この事業の目的は、客観的に見て、町民が納得できるような説得力を持っているか。	
視点2：町が関与する必要性はあるか	
・ 町がこの事業に税金を投入する必要性はあるか。 ・ この事業の企画又は実施・運営に関して、今後も町が関与していく必要があるか。 ・ この事業は、実施主体を民間（企業、NPO、自治会等）に移管することはできるか。	
視点3：成果・活動の改善余地はないか	
効率性	・ この事業の投入コストは、成果や活動内容に見合ったものか（費用対効果）。 ・ この事業は、受益者負担の適用を検討できる余地はないか。 ・ この事業の実施方法・体制は、より効率的・低コストなものに改善できる余地はないか。
有効性	・ この事業の成果・活動は、これまでに十分な実績をあげているか（今後、実績が上がる期待はあるか）。 ・ この事業は、町が抱えている課題の改善・解決に貢献しているか（又は、この補助金等は交付先団体の活動の活性化に貢献しているか）。 ・ この事業は、町民の生活水準の維持・向上や安心感の醸成等に寄与しているか。
公平性	・ この事業は、一部の町民・団体を、極端に優遇するような性格のものでないか。 ・ この事業の意義・効果は、町民の大部分に及ぶものであるか。 ・ この事業は、いかなる町民であっても、一定の条件が満たされれば、適用・利用が可能ないように構築・運営されているか。

2. 「視点3の総合評価」の採点基準について

「視点3の総合評価」はA～Eまでの5ランクに区分し評価する。採点基準は、「効率性」「有効性」「公平性」それぞれについて下記のような点数を基に採点する。

【採点基準の例】

「効率性」「有効性」「公平性」それぞれについて下記のような点数を設定

「余地あり」・・・0点

「やや余地あり」・・・1点

「余地なし」・・・2点

↓

6点・・・・・・A（成果・活動の改善余地がない；改善努力が十分である）

5～4点・・・・B（成果・活動の改善余地があまりない；改善努力が認められる）

3点・・・・・・C（成果・活動の改善余地が一定程度ある；改善努力が一定程度なされている）

2～1点・・・・D（成果・活動の改善余地がやや大きい；改善努力がやや不足している）

0点・・・・・・E（成果・活動の改善余地がかなり大きい；改善努力がかなり不足している）

3. 「事業等の今後の方向性に関する提言」、「改善点等の提案」について

視点1～3までを通して事業を総合的に判断し、「拡大」「現状維持」「縮小」「統合」「休止」「廃止」「その他」の中から1つを選択する。また、併せてその理由と改善点等を提案し、今後の事業の方向性を示す。

なお、補助金に係る事業については、別紙「補助金等の見直しに関する指針」を参考にする。